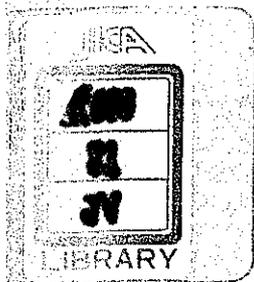

農業改良普及事業ハンドブック

(昭和58年7月)



国際協力事業団
青年海外協力隊事務局

国際協力事業団

受入 月日	'84.9.13	R000
		81
登録No.	14985	JV

はじめに

開発途上国から農業部門での協力隊員の要請が増加するにつれて、事務局としては今迄にもまして農業改良普及に携る諸団体と、地方で、組織的に連携を深めてゆくことが、必要となっている。こうした時期に、事務局職員がわが国の農業改良普及事業の今日までの歩み並びにその役割り、組織等を充分理解した上で、同団体の支援をより強く求めてゆくことは、きわめて重要である。

このような趣旨から、事務局技術顧問宮下久吉氏の協力を得て当ハンドブックの作成を進めたが、編集にあたってご指導・ご助言いただいた農林水産省普及部幹部をはじめ(社)全国農業改良普及協会、(社)全国農村青少年教育振興会等の農業関係諸団体の皆様に、心より御礼申し上げる次第である。

今後関係各方面の忌憚のないご批判・ご叱声を俟って、内容面での充実を図ってゆきたいと念願するものである。

昭和58年 初夏

青年海外協力隊事務局

事務局長 野村 忠 策

JICA LIBRARY



1002689[6]

農業改良普及事業ハンドブック目次

	頁
はじめに	1
第 1 章 国際化時代の農業後継者育成と協力隊	5
第 2 章 普及事業とは	10
(1) 普及事業の目的	10
(2) 普及事業の具体的な業務内容	11
(3) 普及事業の予算	14
第 3 章 日本における技術指導の歴史	15
(1) 農業技術指導の変せん	15
(2) 生活改善の動き	16
第 4 章 普及事業の発足と経過	17
(1) 草創期（昭和 23 年～ 25 年）	17
(2) 小地区活動期（昭和 26 年～ 32 年）	18
(3) 中地区活動期（昭和 33 年～ 39 年）	18
(4) 広域活動期（昭和 40 年～ ）	19
第 5 章 普及事業の組織	20
(1) 農林水産省の組織	20
(2) 都道府県の組織	21
(3) 普及職員	25
(4) 普及職員の任用資格	27
第 6 章 農村青少年に関する普及指導活動	28
(1) 就農前	28
(2) 就農後	30

参考資料集	頁
1. 農村青少年集団について	37
2. 農業後継者育成確保対策の概要	41
3. 農民研修教育施設の設置状況	44
4. 農林水産省農業者大学校の概要	47
5. 農村青少年研修教育団体及び事業概要	48
6. 農業改良普及所及び普及職員設置状況	51

(付録文書)

* 「青年海外協力隊に係わる協力依頼について」

○ 都道府県農業改良普及所長あて
(昭和57年10月21日付57全農普協第166号)

○ 都道府県農業改良主務課長あて
(同 年10月26日付57全農普協第169号)

* 「青年海外協力隊に関わる協力ご依頼について」
(昭和57年10月14日付国協(青)第10-12号)

* 「都道府県農業改良普及所への協力依頼について」

○ 都道府県協力隊業務主管部長あて
(昭和57年10月22日付国協(青)第10166号)

* 「都道府県農業改良普及所への協力依頼について」

○ 各国内支部長あて
(昭和57年10月26日付 青第10216号)

第1章 国際化時代の農業後継者育成と協力隊

1. 協力隊員の活動する開発途上国の多くは、農業が主産業となっている。これらの国々では、協力隊が発足した18年前に比べると、国造りの進展に伴い工業化も進んだが、農林業が依然として、基幹産業であることに変わりはない。協力隊の要請をみると、近年、工業や建設、教育部門で要請が増加したことは確かで、要請数全体に占める農林水産部門の割合は、40年代前半の45%から57年度の30%に減少しているが、要請の絶対数はむしろ倍増している。まして、食糧問題は医療・教育とならんで人間が生存する上での最も根本的なニーズに応えるものであることを考えると、今後とも途上国から農林部門での要請は増加するものと思われる。
2. しかし、戦後の高度成長に伴い、わが国の産業・社会構造は著しい変化を遂げ、全就業人口に占める農業就業人口の割合が昭和35年の33.3%から55年には12.6%へと激減した。また、近年、農業労働力は急速に高齢化しており、農業従事者のうち、60歳以上の高齢者（男子）の割合が45年の29%から55年には35%に高まっている。これに対して若い農業者の動向をみると、新規卒卒農業就業者数は、40年代前半までは毎年5～6万人で推移していたが、40年代後半に急減して50年には1万人を下回り、その後も緩やかな減少が続いている（なお、57年には52年以来5年ぶりに前年を上回り7千人に増加した）。これとの関連で注目されることは、他産業を離職して農業に還流する若い農業就業者が増加したことである。これら若い離職就農者のなかには、学校卒業後、意識的に一定期間だけ他産業に就職し、親の高齢化等に伴って農業就業者となった者もかなりみられる。
農林水産省においても、若い農業者は農業発展の担い手であるとの認識

から、今後とも国及び道府県の農業者大学校や農業改良普及所等での経営・技術の研修、資金の融資、各種の情報提供等を進め、若い農業者を育成、確保していくことを強調している。

3. このような背景から、農林水産部門での隊員の応募は必ずしも順調とは言い難く、途上国側の要請総数の半分も充足出来ない状況である。したがって、この部門での協力隊活動の質・量両面の拡充を図ってゆくことは、我々に課せられた重要課題の一つとなっている。
4. 従来、事務局では大学農学部、農科大学、農業短大、県立農業者大学校等の農業関係の教育機関の協力を得て、在校生たちに協力隊事業に対する理解の浸透を図ってきた。しかし、協力隊への途上国の期待が高まるにつれて、実務経験のある農業青年の参加をより一層求めてゆくためには、テレビ・新聞等のマスコミを通じて広報活動を展開すると同時に、農業青年や農業関係機関・企業で働く若者たちに、より直接的に働きかけ、協力隊への関心を高揚する必要に迫られてきた。
5. そこで、57年から農林水産省普及部のご指導を得て、(社)全国農業改良普及協会並びに(社)全国農村青少年教育振興会、(財)農村更生協会、全国農業者教育協議会等の農業団体のご協力を受けてきた。また、全国617ヶ所の農業改良普及所における日常の普及活動を通じて、在村農業青年に、協力隊を理解して頂くことに努めてきた。

更に、農業青年を指導する立場の農業改良普及員が、休職等で協力隊に参加しやすい環境を造ってゆくことも協力活動の充実を図るうえで欠かせない課題である。

6. 協力隊は、折角確保した農業後継者をとり上げてしまう訳ではない。むしろ、我々としては、日本農業の海外依存度が益々高まり、海外と結び付

きが深まっているときに、自己の海外体験を生かした逞しい農業の担い手として、地元へ還元することを念願しているのである。協力隊参加の意義について、特に日本農業の後継者育成という観点から、ある農業関係団体の有力幹部は、次のように訴えておられる。

「協力隊事業に協力してきたのは、要するに『足腰の強い農業後継者を育成したい』と思ったからだ。協力隊の海外体験は、今後の日本農業の後継者を育成するために大変有益である。国際化時代への対応を模索しつつある農業関係者としても、協力隊を我々自身の問題として受けとめ、支援してゆきたい。」

7. 事務局としては、今後上記各団体のご支援を得て、地方で組織的働きかけを進めてゆくためには、事務局関係者が、農業改良普及事業の現状を充分理解することが必要であると考えた。その一助として農林水産省普及部のご協力を得て、普及事業のあらましを紹介する小冊子を作成することにした。関係職員が、特に地方での募集活動にあたり、このハンドブックを熟読し、より深く農業青年や普及事業の立場を理解したうえで、県下の普及所等を訪問し、なお一層協力隊事業への支援を要請されるよう期待したい。

なお、農業改良普及事業関係機関との主な折衝経緯は以下のとおりであるが、参考までに付記する。

<折衝経緯>

- | | |
|----------|------------------------------------|
| 昭和57年 5月 | 全国農業青年クラブ連絡協議会役員会で支援要請。 |
| 7月 | 全国農業大学校研修生交換大会への出席。 |
| 8月 | 全国農業改良普及協会・田所萌会長、星鏡治専務理事と懇談（支援要請）。 |

- 昭和57年 8月 全国改良普及職員協議会会長会議で支援要請。
- 10月 農林水産省・山極栄司技術総括審議官，品田正道普及部長，田口俊郎普及教育課長と懇談，農水省としての政策的支援を要請した。
- 10月 J I C A有田総裁名により，普及協会・田所会長あてに，協力隊事業支援要請の文書発出。
- 10月 普及協会・田所会長より，都道府県農業改良普及所長（617カ所）並びに同農業改良主務課長に対し，協力隊事業への協力依頼文書発信（昭和57年10月21日57全農普協第166号，10月26日57全農普協第169号）。
- 11月 全国農業改良普及職員研修大会，同職員大会に出席。（参会者 約1200名）
- 12月 10県を対象とした協力依頼の背景説明（各県農業改良主務課長，県普及職員協議会長らと面談）。
- 12月 農業改良普及関係団体幹部と懇談。（農水省品田普及部長・松下国際協力課長・粕谷普及指導官，全国農業改良普及協会田所会長，星専務理事ら）
- 昭和58年 2月 全国改良普及職員協議会会長会議で支援要請。
- 3月 農業関係実務者検討会で，各県レベルでの協力隊事業の受けとめ方を踏まえ，今後の取り組みについて討議。（農水省粕谷普及指導官，国際協力課佐藤課長補佐，普及協会木村事務局長ら）
- 3月 全国青年農業者会議へ出席。また，各県青少年担当者会議（農業青年クラブ等を担当する普及員ら約80名）

- で、協力隊事業の現況説明並びに支援要請。
- 4月 農水省、沖縄県農林水産部をはじめ各方面の理解を得て、本土復帰後にはじめて同県の農業改良普及員・松田昇君（中部農業改良普及所中城支所）が協力隊へ休職参加。
- 5月 農水省主催の各県農業改良主務課長会議で支援要請。
（各県農業改良主務課長、地方農政局長に農蚕園芸局幹部を交えて約200名）
- 5月 農水省主催の各県農業者大学校校長会議で支援要請。
（各県大学校長に加えて八ヶ岳中央農業実践大学校、日本農業実践大学校、鯉淵学園の校長ら約80名）
- 5月 月刊誌「技術と普及（5月号）」（普及協会発行）に帰国隊員の現地体験談を掲載。今回は沖縄県営農指導課善平係長（45年3次隊インド派遣）執筆。
- 6月 全国農業青年クラブ前期中央推進会議で支援要請。
（全協役員並びに各県連役員ら約100名）
- 7月 農村報知新聞の協力により、農業関係の帰国隊員紙上座談会を実施。

第2章 普及事業とは

(1) 普及事業の目的

普及事業は、昭和23年に制定された農業改良助長法に基づいて、都道府県と農林水産省が協同して運営している指導事業であり、この事業は、従来農業指導に見られないいくつかの特長をもっている。

すなわち、普及事業では第1に、農業者自らが農業の改良、農家生活の改善を行えるようにこれを援助するといった、つまり指導の重点を物から人（農業者を育てる）に指向したこと。第2に、家族労作的な我が国の農業の体質から、生活の改善合理化は経営改善のために重要であるという観点から、生活改善をとりあげたこと。第3に、農業生産や農村建設の担い手である農業者、特に次代の農業を担う農村青少年の育成をとりあげたことである。

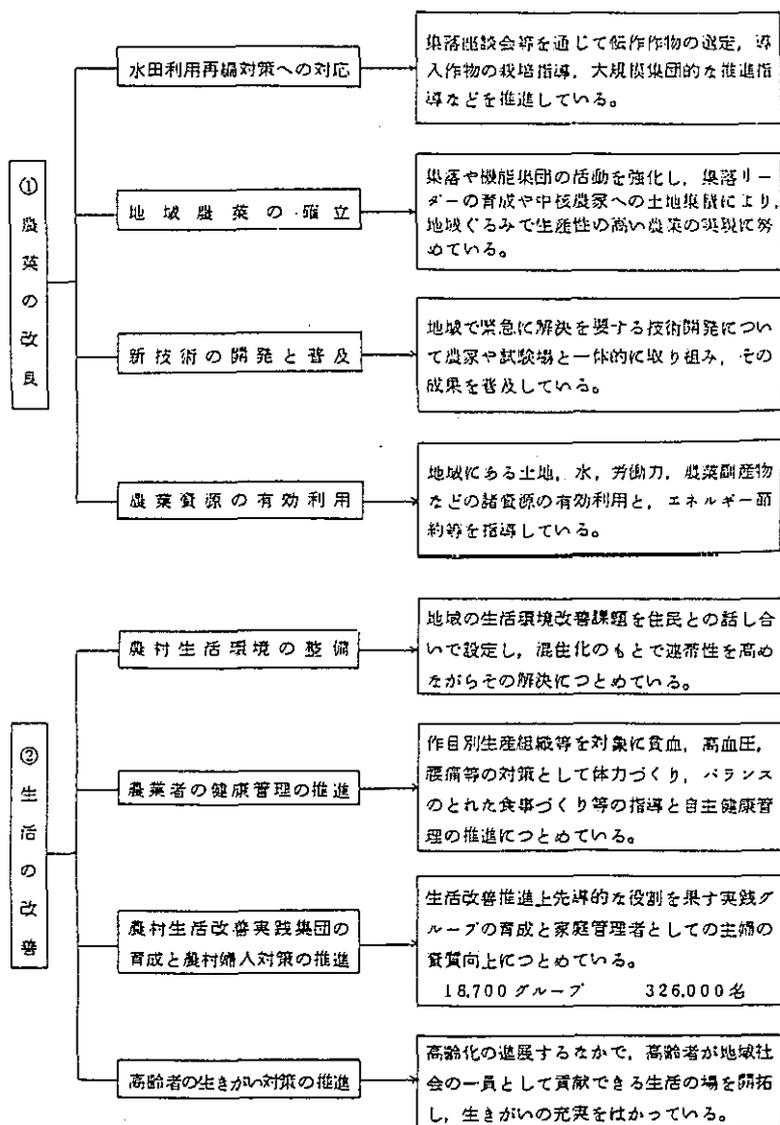
そして、これらを通じた指導の方法は、農業者を育てるという基本姿勢にたって、教育的手法を重視している点に大きな特色がある。

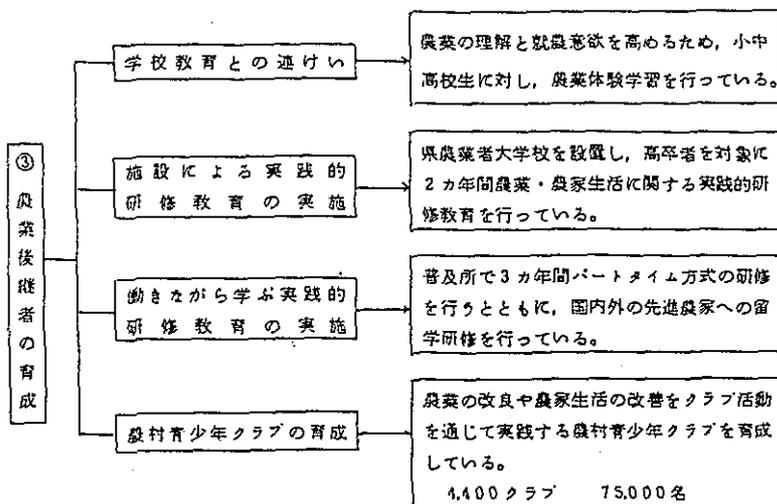
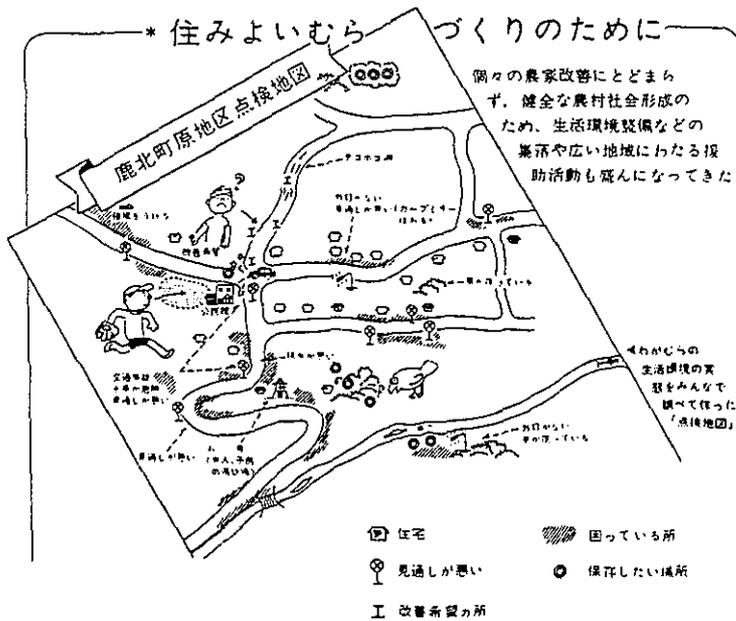
●普及事業は、当面の重点目標を…

- | | |
|------------------|-------------------|
| 1, 地域計画 | 5, 健康をめざす生活と生産の調和 |
| 2, 農業の構造改善 | 6, 農家および農村地域の生活環境 |
| 3, 優れた経営の担い手の育成 | 整備 |
| 4, 需要の動向に即した農業生産 | 7, 水田利用再編を図る転作等 |

…などに置いて活動を展開している

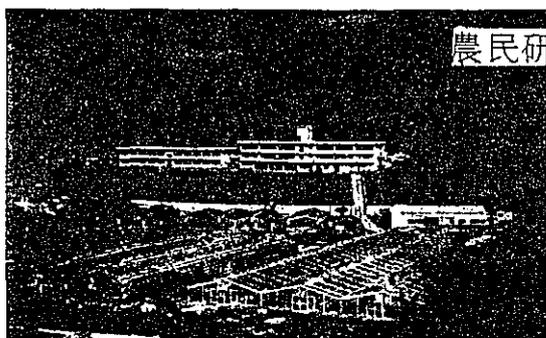
(2) 普及事業の具体的な業務内容





次代を担う

青少年育成



農民研修教育施設で

(農業者大学校)

経営伝習農場→高等農業教育施設→そして52年に農民研修施設として後継者たる農村青少年の研修教育を助長法に位置づけ、53年までに26校がスタートした。

—高卒者・2年教育—

普及の現場で

農村青少年の育成は、就農青少年に対する講座制研修をはじめ、4Hクラブ等のグループ活動の助長、それに仲間づくりなど、幅広く進められている



指導職員には改良普及員も加わって実務を中心とした教育が行われている

(3) 普及事業の予算

普及事業の推進に要する経費は、政府が農業改良助長法の規定により都道府県に対して57年度までは負担金を交付していた。

負担金を交付されていた「協同農業普及事業」とは、

- (1) 専門技術員及び改良普及員の設置に要する経費
- (2) 専門技術員及び改良普及員の活動に要する経費
- (3) 農業後継者に対する研修教育のための運営に要する経費
- (4) 改良普及員の研修及び協力農民等の育成に要する経費
- (5) (2)～(4)の事業の遂行に必要な施設の整備に要する経費

となっており、(1)～(3)に係るものについては2/3、(4)及び(5)に係るものについては1/2を政府が負担することになっていた。

しかし、58年度からは、第2次臨時行政調査会の答申に基づき、本事業の弾力的運営と都道府県の自主性を尊重するという見地から、農業改良助長法の規定を改正し、負担金という定率方式から交付金という定額方式に変更された。

従って、交付金の対象となる経費は上記のものに限定されるが項目間のしぼりはなくなり、また、負担率の規定も廃止された。

なお、市町村、団体等に対し本事業の遂行上必要な関連経費は、補助金として扱われている。

予算額は57年度総額で37,313百万円、58年度は37,514百万円となっており、うち、57年度の負担金は35,654百万円、58年度の交付金は34,624百万円で、残りは補助金となっている。

第3章 日本における技術指導の歴史

(1) 農業技術指導の変せん

近年日本の農業生産力は、長い期間にわたる食糧不足を克服して、むしろ恒常的な米の過剰を生ずるほど、安定向上した。このような発展は、昭和23年に発足した普及事業により、農民が科学的な農業技術や有益な知識を習得したことによるところが大きい。普及事業開始以前における長い期間の農業技術指導の歴史が基礎にあることに注目すべきである。

(ア) 明治政府は士族の教育と新政府の財政の確立を図るため、農業生産の振興に努めた。すなわち、欧米の先進技術の導入、外人教師の招へい、札幌農学校、駒場農学校の設立を行なった。しかし欧米農法は定着せず、品種改良、土壌肥料の技術を中心とする単位当たり収量増加技術のほうが発達した。

(イ) 明治11年、政府は老農を通信員とする農事通信制度を設け、農事全般の動きを集めると共に、新しい技術知識を老農に提供して農事指導を行なわせた。明治14年民間技術の交流と向上を図るため大日本農会を設立した。また、明治18年、国及び県に農事巡回制度を設け指導者を組織的に派遣した。教師の主体は老農で馬耕、塩水選、短冊苗代、中耕除草などの水稻栽培技術の改善が進んだ。

(ウ) 明治26年、国立農事試験場設置、27年には府県農事試験場の設置が始まり農作物の改良試験と技術指導が行なわれた。

また、農閑期に農家の子弟を教育する農業冬期学校、実技教育のための農事講習所が設置された。

(エ) 明治32年に農会法が制定され、町村、郡、府県の段階に農事改良をすゝめることを任務とする農家の集まりが法制化された。

43年中央団体として帝國農会が誕生した。その下部機関である市町村農会に農会技術員が設置され技術指導に当たった。

(㉒) 第一次世界大戦後の農業恐慌に際して農会の活動は農政上の諸問題にまで及んだ。大正15年、法律改正によって農業に関する生産、作付けの統制まで農会に行なわせるようになり、農業団体は国の下請機関と化した。

(㉓) 昭和20年、政府は食糧増産をはかるため新しい農業技術指導制度を発足させた。(昭和20年から3カ年間に2千カ所の農業技術指導農場を作り、府県農試と農業会で共同運営し、農家への技術展示と技術品の技術向上をはかった。)

(2) 生活改善の動き

(㉔) 明治から大正まで(明治元～大正15年)

大正2年愛知県下において、水質改善対策で170戸に水道設置、同3年島根県下で農家の婦人が協力して台所改善を実施したのが生活改善の始まりである。このころ各村で取上げられた生活改善事項は、台所改善、婚葬の改善、簡易水道、公設浴場、家計簿記帳、時間励行、被服改善、野菜自給、栄養改善などである。

(㉕) 昭和の初期から中期まで(昭和元～20年)

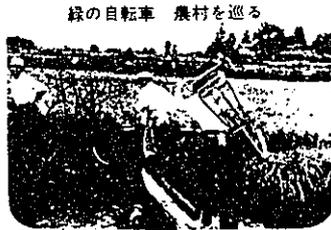
昭和7年頃農村の不況は深刻化し、農林省に経済更生部が設けられ、全国の農村の建直しを展開したが生活改善もとり上げている。また、昭和9年東北地方に大凶作があり、対策として自由学園友の会の農村セツルメント運動が東北6県で展開され、くらし方改善に大きな影響を及ぼした。

昭和10年、財団法人東北更新会を設け、トラホームの模倣、住宅及び栄養改善等、凶作にあえぐ東北地方の農村の生活改善につとめた。

12年日支事変の始まりと共に生活改善は迂遠な事業としてかえり見る者が少く、実効は殆どあがらないまま終戦を迎えた。

草創期 (S23~25年)

23年7月15日
農業改良助長法の公布
23年
食糧増産技術員の設置(6,500人)
24年
各都道府県で改良普及員資格試験を実施



第4章 普及事業の発足と経過

日本における普及事業の根拠法である農業改良助長法が施行されたのは、昭和23年8月である。普及事業は、法律に「農民が農業および農民生活に関する有益かつ実用的な知識を取得交換し、それを有効に活用することができるように……」とあるように、農民が自主的に農業および農民生活の改善をすることを援助するという建前になっている。従来の一方向的指導、トップダウン的な指導から、自主的に考え、農業を営みうる農業者の育成という立場への転換であり、指導の重点を物から人に指向したことは、極めて大きな特色である。また、普及事業では、従来においては組織的に行われていなかった農家の生活改善や、自主的なクラブ活動による農村青少年育成を重要な柱としているが、これらも従来とは異った大きな特色である。したがって、普及事業では従前のような権力的指導ではなく、農民の自主性を尊重し、教育的な方法による指導が重視されている。今日まで30数年が経過したが、この間における発展の経緯は次のとおりである。

(1) 草創期 (昭和23年~25年)

- (ア) 昭和23年農林省農業改良局普及部設置。都道府県に主管課設置。農民参加のための農業改良委員会設置。改良普及員定数6,500人。
- (イ) 昭和24年改良普及員任命、活動開始。市町村役場又は農協を拠点とし農家の庭先や畑場訪問、部落座談会、展示場設置が事業の中心。

小地区活動期

(S26~32年)

しゃにむに走りまわった草創期から効率的な活動を展開するための対策が、次々と考えられていった





- 33年 農業改良の分野に特技普及員を設置 特技活動始まる
- 35年 漁業担当の生活改良普及員を創設

(2) 小地区活動期 (昭和 26 年～ 32 年)

- (ア) 農業改良委員会と農地、農業調査の三委員会統合により農業委員会となる。
- (イ) 改良普及職員的大幅増員に伴い、農業改良普及員 10,793 人、生活改良普及員 690 人となる。
- (ロ) 農林青少年グループの組織化が進みクラブ数 2 万 4 千、クラブ員 73 万人に達した。
- (ハ) 普及員 1 人ひとりが市町村を担当、新技術展示は 9 万 6 千ヶ所が設置された (昭和 26 年)。
- (ニ) 耕種改善試作は 2,653 ヶ所設置 (昭和 29 年)。生活改善展示実験施設設置。
- (ホ) 30 年には自作農維持創設資金通法、31 年には農業改良資金助成法が制定され、これらの金融の裏付けとなる技術指導は、普及事業に期待されることとなる。

(3) 中地区活動期 (昭和 33 年～ 39 年)

- (ア) 畜産、園芸等に対する技術指導強化のため特技普及員設置。
- (イ) 普及所の法制化確立、全国で 1,586 ヶ所に農業改良普及所が設置される。地域濃密指導の活動方式がとられる。中央に生活改善技術研修館が設置され、国内は勿論、東南アジアの生活改善関係の受入れも実施することになる。
- (ロ) 農業後継者確保が農政の大きな課題となり、37 年全国農村青少年教育振興会を設立、農業後継者育成資金制度発足、青少年担当普及員設置。
- (ハ) 農業改良助長法一部改正 (普及指導活動専門技術員設置、普及手当支給など)。

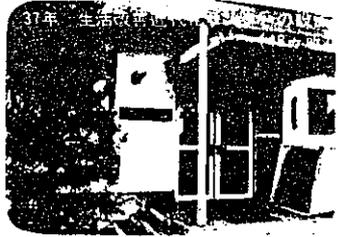
広域活動期(1)

(S40~48年)

経営経済圏の広域化、経営の専門化等から普及所を整備統合し、広域普及所としてスタート

1586普及所→635普及所





(4) 広域活動期 (昭和40年～)

- (ア) 普及所の統合 (1,586ヶ所から630ヶ所へ)、普及員の職務分化 (地域改良普及員と専門改良普及員に分かれる)。地方専技室設置。
- (イ) 普及情報センターを中央に設置 (昭和50年)。
- (ロ) 生活改善の重点指導は農民の健康管理、農村地域の生活環境改善などとなる。
- (ハ) 農業後継者は41年高校卒が中学卒を初めて上回り、青少年グループの構成も地縁集団から作目ごとに専門化した目的集団に移行。
43年国立農業者大学校開校。
- (ニ) 農民研修教育施設における研修教育を協同農業普及事業の内容として加える。よう改良助長法を改正。(昭和52年)
- (ホ) 地域に密着した活動をより強化するため、55年度から従来の職務分化による活動方式から、地域分担 (1普及所当り平均3地域) による活動方式に改正。
- (ヘ) 普及所617 (昭和57年)



このような足どりを経て今日の普及事業が築かれた

第5章 普及事業の組織

(1) 農林水産省の組織

普及組織としては、農林水産省農委園芸局に普及部があり、普及教育課と生活改善課に分かれている。

普及教育課においては、普及事業の企画、普及組織の整備、普及活動の指導、普及職員の資格試験の指導および実施、普及事業実施状況の調査、普及活動に必要な資料の収集、整理、刊行、普及職員の研修の指導および実施、普及と関係の深い農業制度資金、農村青少年の教育研修等に関する事務を担当している。

なお、農林水産省の付属機関として農業者大学校が設置され、将来の農業を担って立つ優れた農業者の育成をはかっている。

生活改善課においては、農山漁家（林業漁業に関する普及事業は農林省内の別の制度で行われているが、漁家の生活改善については普及部の事務とされている。）の生活改善に関する普及事業の企画、普及組織の整備、普及活動の指導、普及事業の実施状況の調査、普及活動に必要な資料の収集、整理、刊行、普及職員の研修の指導および実施、普及職員の資格試験、生活改善に関する技術・普及方法の調査研究及び開発、特別事業及び生活環境整備についての普及指導、生活改善資金等についての事務を担当している。

なお、生活改善課の分室として生活改善技術研修館が設置されている。研修館は、生活改善に関する新技術、新資材等の展示、技術実驗、実習等を通じて生活改善普及職員の研修の実施に重要な役割を果している。また、被服・食物・住居・家庭管理等の技術についての実験研究も行なわれている。

農林水産省の機構として、全国を7つの地域に区分し地方農政局を設置している（北海道は農林水産省直轄、沖縄県は沖縄総合事務局）。地方農政局には、生産流通部農産普及課に普及係及び生活改善係が置かれ、都道府県に対し、普及事業の助成・実施指導監督に当たっている。

(2) 都道府県の組織

ア 都道府県本庁における組織

都道府県には、農林部（経済部）に普及事業を所管する農業改良普及主務課が置かれ、事業の運営に当たっている。課の名称は農業改良課のほか、種々の名称で呼ばれているが、これは県によっては、普及事業以外の農業施策を併せ所管しているためである。

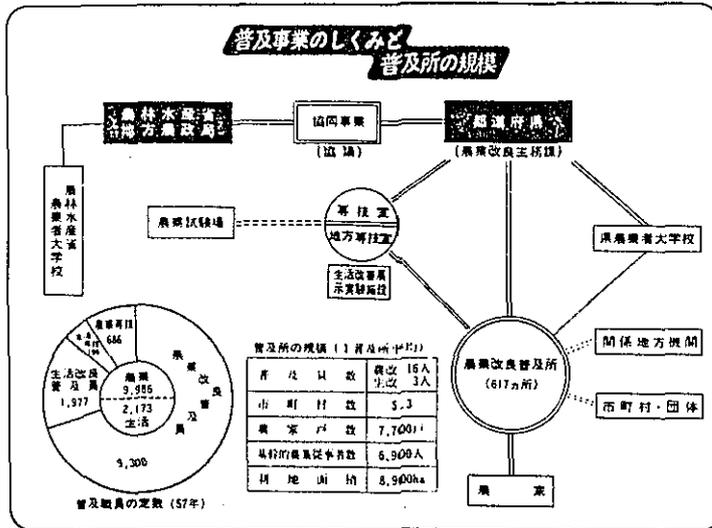
農業改良普及主務課には通常普及係、生活改善係、青少年係の3係が置かれ、それぞれの事務に従事している。

イ 農業改良普及所

農業改良普及所は、改良普及員の勤務する場所として、農業改良助長法の規定にもとづき、都道府県の条例により設置されている。従来、平均2カ町村に1つの割合で置かれ、昭和33年には全国に1,586カ所を数えたが、その後、経営経済圏の広域化、農業事情と生活条件の変化および交通通信機関の発達に対応して、40年から5カ年計画をもって漸進的に普及所の統合整備を行い、45年には、全国で630カ所となっている。さらに、47年沖縄県復帰にともない、5カ所追加し、56年には全国で635カ所を数えたが、その後統合整備が進み57年3月には617カ所となり今日に到っている。

各普及所の所管範囲および構成は地域によって異なるが、1普及所平均所管市町村数は約5、農家戸数約8千戸、耕地面積約9千haであって、そこに配置される普及員数は農業改良普及員15人、生活改良普及員3人の計18人となっている。

普及所の装備としては、巡回指導用自動車のほか、テープレコーダー・カメラ・映写機・ビデオ装置等の視聴覚用普及機材や土壌・作物の分析診断用機材機具等が整備され、科学的普及指導に効果を発揮している。



都道府県農業改良主務課一覽

県名	部名	課名	郵便番号	所在地	電話番号
北海道	農務部	農業改良課	060	札幌市中央区北3条西6丁目	011-231-4111
青森	農林部	農務課	030	青森市長島1-1-1	0177-22-1111
岩手	農政部	農産普及課	020	盛岡市内丸10-1	0196-51-3111
宮城	農政部	農産普及課	980	仙台市本町3-8-1	0222-63-2111
秋田	農政部	普及教育課	010	秋田市山王4-1-1	0188-50-1491
山形	農林水産部	農業技術課	990	山形市松波2-8-1	0236-30-2440
福島	農政部	農業改良課	960	福島市杉妻町2-16	0245-21-1111
茨城	農林水産部	改良普及課	310	水戸市三の丸1-5-38	0292-21-8111
栃木	農務部	普及教育課	320	宇都宮市馬場1-1-20	0286-23-2312
群馬	農政部	農業技術課	371	前橋市大手町1-1-1	0272-23-1111
埼玉	農林部	経営普及課	336	浦和市高砂3-15-1	0488-24-2111
千葉	農林部	農業改良課	260-91	千葉市市場町1-1	0472-23-2900-2917
東京都	農林水産部	農芸衛生課	100	千代田区丸の内3-8-1	03-212-5111
神奈川	農政部	農業技術課	231	横浜市中区日本大通り1	045-201-1111
新潟	農林水産部	農産普及課	951	新潟市字校町通一番町502	0252-23-5511
富山	農林水産部	農産普及課	930	富山市新堀曲輪1-7	0764-31-1111
石川	農林水産部	農業改良課	920	金沢市広坂2-1-1	0762-61-1111
福山	農林水産部	総合農政課	910	福井市大手3丁目17-1	0776-21-1111
山梨	農務部	総合技術課	400	甲府市丸の内1-6-1	0552-35-3069
長野	農政部	農業技術課	380	長野市大字南長野字福下692-2	0262-32-0111
岐阜	農政部	農業技術課	500	岐阜市蔵田1-1	0582-72-1111
静岡	農林水産部	農業技術課	420	静岡市追手町9-5	0542-21-2625(仮)
愛知	農林水産部	農業技術課	460	名古屋市中区三の丸3-1-2	052-961-2111
三重	農林水産部	普及課	514	津市広明町18	0592-24-2504
滋賀	農林部	農産普及課	520	大津市京町4-1-1	0775-24-1121
京都	農林部	農産普及課	602	京都市上京区下立売通新町西入ル	075-451-3111
大阪	農林部	経営指導課	540	大阪市東区大手前之町2	06-941-0351
兵庫	農林水産部	普及教育課	650	神戸市中央区下山手通5-10-1	078-341-7711
奈良	農林部	農政課	630	奈良市登大路町	0742-22-1101
和歌山	農林部	農政課	640	和歌山市小松原通1-1	0734-32-4111
鳥取	農林水産部	農業改良課	680	鳥取市東町1-220	0857-26-7274
岡山	農林水産部	普及企画室	690	松江市鞍町1	0852-22-5118
広島	農林部	普及調査課	700	岡山市内山下2-4-6	0862-24-2111
山口	農政部	農業指導課	730	広島市中区基町10-52	0822-28-2111
徳島	農林部	普及教育課	753	山口市滝町1-1	0839-22-3111
香川	農林水産部	農業改良課	770	徳島市万代町1-1	0886-21-2429
愛媛	農林部	農業改良課	760	高松市番町4-1-10	0878-31-1111
高知	農林水産部	農業指導課	790	松山市一番町4丁目4-2	0899-41-2111
福岡	農林水産部	農業技術課	780	高知市丸の内1-2-20	0888-23-1111
福岡	農政部	農業技術課	812	福岡市博多区東公園7番7号	092-651-1111
佐賀	農林部	農産普及課	840	佐賀市城内1-1-59	0952-24-2111
長崎	農林部	農政課	850	長崎市江戸町2-13	0958-24-1111
熊本	農政部	農産普及課	862	熊本市水前寺6-18-1	0963-83-1111
大分	農政部	経営指導課	870	大分市大手町3-1-1	0975-36-1111
宮崎	農政水産部	宮農指導課	880	宮崎市橋通東2-10-1	0985-24-1111
鹿児島	農政水産部	経営技術課	892	鹿児島市山下町14-50	0992-26-8111
沖縄	農林水産部	宮農指導課	900	那覇市泉崎1-2-32	098866-2280(加)



(3) 普及職員

普及事業に直接従事する職員として、専門技術員及び改良普及員があり、それぞれがさらに農業と生活に分かれている。普及職員の設置に対しては国から負担金が支出されている。

ア 専門技術員

専門技術員は都道府県の農業改良主務課または農業関係の試験研究機関に勤務している。

専門技術員の定数は昭和57年には農業関係686人、生活改善関係196人である。

専門技術員の専門項目は、農業および農民生活の技術に関する項目を担当する者と、農業・農民生活・青少年に関する普及指導活動を担当する者とに大きく区分される。

技術を担当する専門技術員は、試験研究機関、家政に関する教育機関等と連絡しつつ、専門の事項について改良普及員を指導し、普及指導活動の専門技術員は、市町村・農業団体・教育機関等と連絡をとること、および普及指導活動の計画の樹立ならびに普及方法について改良普及員を指導する任務を持っている。

イ 改良普及員

改良普及員は農業改良普及所又は農民研修教育施設に勤務し、直接農民に接して農業または農民生活の改善に関する科学的技術および知識の普及指導にあたるか又は農業後継者に対する研修教育にあっている。

改良普及員の定数の変せんは、次表のとおりであるが、57年には農業改良普及員9,300人、生活改良普及員1,977人である。

改良普及員の学歴別年齢別構成はつぎのとおりである。

改良普及員の学歴構成（昭和57年3月31日）

区 分	農 業		生 活	
	員 数	率	員 数	率
大 学 卒	2,098	22.1	260	13.3
短大卒およびこれに準ずるもの	5,123	54.0	1,489	76.3
高 校 卒	2,264	23.9	203	10.4
計	9,485	100.0	1,952	100.0

改良普及員の年齢別構成割合（昭和57年3月31日現在）

区分	年齢別	30才以下	31才～ 40才	41才～ 50才	51才～ 60才	61才以上
		比率(%)				
農業	比率(%)	16.7	20.6	24.4	38.2	0.1
生活	比率(%)	26.5	38.1	25.1	10.2	0.1

(4) 普及職員の任用資格

農業改良助長法の規定により、都道府県知事は一定の資格を有する者でなければ、専門技術員および改良普及員に任用することはできないことになっている。その任用資格はつぎのとおりである。

ア 専門技術員

大学・短大あるいは高校卒業後、農業に関する試験研究・教育または普及活動に一定期間（大学卒7年以上、短大卒10年以上、高校卒14年以上）従事した者で、農林大臣が行なう専門技術員資格試験に合格した者とする。なお無試験による任用資格は、大学卒業後、最近15年中12年以上の試験研究・教育・普及の経験がなければならない。

なお、59年度から資格要件の引上げが検討されている。

イ 改良普及員

大学・短大あるいは高校の卒業生（高校卒は、卒業後農業に関する試験研究または農業技術に関する指導の経験が4年以上ある者）を対象として、都道府県知事が行なう普及員資格試験に合格した者とする。なお無試験による任用資格は、大学卒業後、最近8年中6年以上の試験研究・教育の経験がなければならない。

改良普及員資格試験は、都道府県の条例により行われているが、全国的な統一をはかるため農林省において条例準則を定めている。

53年における普及職員資格試験の結果はつぎのとおりである。

また、59年度からは、資格試験制度が改正され、受験資格は原則として大学卒者（短大卒者は2年、高校卒者は6年の職歴経験の必要がある）に限られることになる。

第6章 農村青少年に関する普及指導活動

農家子弟の新規学卒就農者数は年々減少し、50年には9千9百人とこれまでの最低となったが、51年には1万2百人となり、更に翌52年には1万2千人と増加し、これまでの減少傾向に歯止めがかけられたかのようにみえた。しかし、53年から再び減少に転じ、54年には7千6百人へと大幅に減少している。

また、新規学卒就農者の学歴構成をみると、高校卒者の占める割合が、45年には67%であったものが、46年には80%へと増加し、中卒者は激減している。また、最近の傾向として、高校卒者の割合が若干減少傾向にあり、代って、高校卒者を入学資格とする果農業者大学校卒等の就農者の占める割合が高まる傾向にある。今後も新規学卒就農者は、高校卒者を主体として、高校卒業後2年程度農業についての専門の学習をした者の割合が漸次高まるものと思われる。

以上のような農村青少年の動向に対応して、次の施策を講じている。

(1) 就農前

㊦ 義務教育段階

小・中学校在学中から農業の実際に接し、農業を理解し、農業を通して情操を育てることが大切であるため、52年から市町村が主体となって、①市町村内の農業事情をわかりやすく説明した「農業副読本」の作成配布。

② 小・中学生に対し、先進的農家の見学や農家の圃場を借り、自ら作物を栽培し、収穫する「農業体験学校」などを実施している。

㊧ 高校在学学生対象

高校生で将来就農しようとする者を対象に、夏期休暇等を利用し、1週間程度果の果農業者大学校等で農業の実務体験をする「緑の学園」を、49年から実施している。

㊨ 学校卒業後就農前

中学校および高等学校卒業後就農前に1年から3年間農業に関する実務的研修教育を実施しているが、その内容は次のとおりである。

① 農林省農業者大学校

国が43年に設置したもので、自ら近代的な農業経営の担い手となるとともに、地域農業振興の中核となるべき人材を育成することを目的としている。

入学資格は、高等学校卒業程度の学力を有し、1カ年以上の農業経験を有するものとしている。1学年の定員は50人で、教育期間は3カ年としている。この間、農業に関する講義、演習のほか、先進農家等への留学研修、自家の経営に従事しながら、自家の農業経営や地域農業の実態を調査する在宅学習を組み込んだ教科編成としている。

② 農民研修教育施設

昭和9年に設立され、54年まで約10万人余の卒業生を農村に送り出している。

ここにおける研修教育は、中学校または高等学校を卒業し、就農しようとする農村青少年を対象に1年ないし3年、農業技術、経営および農家生活に関する実践的研修を行っているが、研修教育期間中は全寮制をとっている。

しかしながら、農業及び農村をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、近代的な農業を担当するにふさわしい優れた農業後継者を育成するために、52年から計画的に高校卒程度の学力を有するものを対象とし、2カ年間の研修教育を実施する体制の整備を行っている。この新しい研修教育は、酪農、果樹、やさい等、各々専門別に実践的な内容とし、名称も県農業者大学校として、その充実強化を図っている。

③ 民間農業者教育施設

国、県のはかに民間団体が経営する農業後継者の養成機関として、日本農業実践大学校(旧日本高等国民学校)、八ヶ岳中央農業実践大学校および短期学園がある。いずれも、長い歴史と伝統をもつ機関で、多くの卒業

生が農村の優れた農業者として活躍している。

(2) 就農後

㌦ 集団活動

就農青少年の育成指導は、主として農業改良普及事業で対応しているが、対象年齢は30才前後で、その中で特に25歳未満の就農者に対しては重点的に育成指導を行っている。

農業改良普及所で把握している昭和53年度の就農青少年数は約11万9千人で、このうち、農業青年クラブ等集団を組織し活動を展開しているのが、4239集団、構成員は6万5千余人となっている。

就農青少年の自主的な集団活動を積極的に推進するため、① 集団の内部リーダー養成研修の実施や、② 農業改良普及所段階、都道府県段階および全国段階で、農村青少年技術交換大会と青年農業者会議を毎年開催している。

㌦ 研修教育

就農青少年の資質向上を図るため、各種の研修教育を実施している。

① 短期の技術・経営研修

農業改良普及所は、改良普及員の巡回指導と組みあわせて、農業の技術、経営および農家生活等に関する内容について、1週間程度の短期の集合研修を適宜実施している。

② 講座制研修

就農青少年が働きながら体系的に学習するいわゆるパートタイム方式によるもので、おおむね3年間の長期研修を実施している。初年度は農業の基礎的かつ実務的内容、2年目は専門技術および経営管理、3年目は営農設計の樹立等について実施するもので、農業改良普及所が中心となって進めている。

③ 先進農家留学研修

農家留学研修には国内と海外の2つの方法をとっている。

国内農家留学研修は、農村青少年育成団体である全国農村青少年教育振興会が国の助成を受けて実施しているもので、就農青少年が先進的農家に入り、3カ月又は6カ月間の長期間、農家と生活を共にしながら、農業体験を通じて農業技術、農業経営を学ぶもので、毎年600人内外の人が参加している。

また、海外農家留学研修は、海外、先進諸国の農家に入り、1カ年間体験学習を行うもので、現在アメリカ、カナダ、ニュージーランド、西ドイツ、スイス、デンマーク、オランダの7カ国に派遣している。

④ 農村青少年通信講座

農林省農業者大学校の教材を活用し、農業に従事している学習意欲の高い農村青少年に対し、通信による学習機会を設け、これらの学習を通じ、農業に関する基本的な学理および幅広い知識を附与することを目的として、1971年から開始している。

(ウ) 青年農業士等の認定

農村青少年の研修に目標とはげみを与えるため、一定の研修教育を終えた就農青年に「青年農業士」、また、農村青少年の育成指導に当たる優れた農業経営者を「指導農業士」として認定（知事認定）し、その社会的評価を高めるとともに、認定された人々を中心とする組織的な活動を展開している。

全国農業青年クラブ連絡協議会加盟道府県連一覧 (昭和58年現在)

道府県名	名 称	郵便番号	事務所所在地	電話番号	
北海道	4Hクラブ連絡協議会	062-21	札幌市南区真駒内稻ヶ丘7-8-1 青少年会館内	011-532-1919	
青 島	農村青少年クラブ連絡協議会	030	青森市美郷町 県庁 農業指導課内	0177-22-1111	
	農村青年クラブ連絡協議会	020	岩手県内丸 県庁 農産普及課内	0196-51-3111	
	農村青少年クラブ連絡協議会	980	仙台市本町 県庁 農産普及課内	0222-63-2111	
	農業近代化セミナー連絡協議会	010-14	秋田市仁井田小中農70	0188-38-2104	
北 山 形	農業青少年クラブ連絡協議会	990	山形市松坂 県庁 農業技術課内	0236-30-2440	
	農村青少年クラブ連絡協議会	980	福島市砂原町 県庁 農業改良課内	0245-21-1111	
茨 城	農業研究クラブ連絡協議会	310	水戸市三ツ丸 県庁 改良普及課	0292-21-8111	
	青少年クラブ協議会	320	宇都宮市塚田 県庁 普及教育課内	0286-23-2318	
	農業青年クラブ協議会	371	前橋市大手町 県庁 農業技術課内	0272-23-1111	
	農業研究団体連合会4H部	336	浦和南郷町 県庁 経営普及課内	0488-24-2111	
	農村青少年クラブ連合会	280	千葉市雨宮町 県庁 農業改良課内	0472-23-2904	
	東京	神奈川	4Hクラブ連絡協議会	400	甲府市丸の内 県庁 総合技術課内
東 山 梨	農業青年クラブ協議会	380	長野市岡長野 県庁 農業技術課内	0262-32-0111	
	4Hクラブ連絡協議会	420	静岡市道手町 県庁 技能者養成課内	0542-21-2813	
	北 新 潟	農業改良クラブ連盟	951	新潟市学校町通 県庁 農産普及課内	0252-23-5511
富 山 石 川	4Hクラブ連絡協議会	930	富山市新堀曲輪 県庁 農産普及課内	0764-31-4111	
	農業青少年グループ連絡協議会	920	金沢市広坂 県庁 農業改良課内	0762-61-1111	
	農村青少年クラブ連絡協議会	910	福井市大手 県庁 総合改良課内	0776-21-1111	
愛 知	4Hクラブ連絡協議会	500	岐阜市飯中 県庁 農業技術課内	0582-72-1111	
	4Hクラブ連絡協議会	460	名古屋市中区三の丸 県庁 農業技術課内	052-961-2111	
	三 重	農村青少年クラブ連絡協議会	515-22	志保郡津町川北 農業技術センター普及企画部内	05984-2-1258
近 京 大 阪	農業従事者クラブ連絡協議会	520	大津市吹町 県庁 農産普及課内	0775-24-1121	
	農業青少年クラブ連絡協議会	602	京都市上京区 府庁 農産普及課内	075-451-8111	
	4Hクラブ連絡協議会	546	大阪府東区大手前之町 府庁 経営指導課内	06-941-0351	
	農業青年クラブ連絡協議会	650	神戸市中央区中山手通 農業者会館内 農業改良課内	078-341-7711	
	和歌山	4Hクラブ連絡協議会	630	京長市壺大路町 県庁 農政課内	0742-22-1101
海 中 国 四 宮 高 知	4Hクラブ連絡協議会	640	和歌山府小松原通 県庁 農林総合対策室	0734-32-4111	
	農村青年協議連絡協議会	680	鳥取市東町 県庁 農業改良課内	0857-26-7273	
	農林改良青年会連絡協議会	690	松江市船町 県庁 農業技術センター普及企画室内	0852-22-5118	
	新農業従事者クラブ連絡協議会	700	岡山市内山下 県庁 普及指導課内	0862-24-2111	
	農村青少年クラブ連絡協議会	730	広島市基町 県庁 農業改良課内	0822-28-2111	
	農村青少年クラブ連絡協議会	753	山口市橋町 県庁 普及教育課内	0839-22-3111	
	農村青少年クラブ連絡協議会	770	徳島市万代町 県庁 農業改良課内	0886-21-2429	
	農村青少年クラブ連絡協議会	760	高松市番町 県庁 農業改良課内	0878-31-1111	
	青年農業者連絡協議会	790	松山市一番町 県庁 農業会館内	0899-21-4438	
	農村青少年クラブ連絡協議会	780	高知市丸の内 県庁 農業技術課内	0888-23-1111	
福 九 佐 美 徳 大 宮 州	農村青少年クラブ連絡協議会	812	福岡市博多区東公園 県庁 農業技術課内	092-651-1111	
	農業青年クラブ連絡協議会	830-23	佐賀県川棚町南里 県立農業大学校研修部農業研修課内	09524-5-2141	
	青年農業者連絡協議会	830	長崎市江戸町 県庁 農政課内	0958-24-1111	
	青年農業者クラブ連絡協議会	860	熊本市水船寺 県庁 経営普及課	0963-83-1111	
	農村青年連絡協議会	870	大分市大平町 県庁 農業指導課内	0975-36-1111	
	S A P 会連連合会	880	宮崎県横通東 県庁 農業指導課内	0985-24-1111	
	鹿児島	農村青少年クラブ連絡協議会	892	鹿児島市山下町 県庁 経営指導課内	0992-26-8111
	沖縄	農業青年クラブ連絡協議会	900	那覇市泉崎 県庁 農業指導課内	0988-66-2308
全国農業青年クラブ連絡協議会	105	東京都港区西新橋1-5-12 空野ビル6F	03-591-1817		

* 農村のカウンセラー

“さて、先日都会に就農している友人からお褒りが届きました。その中に「会社では悩みごとの相談にのってくれるカウンセラーがいてとても助かります」とありました。私たちに、親兄弟にも相談できない悩みごとがあります。農村にも、是非、カウンセラーを置いてほしいものです。”

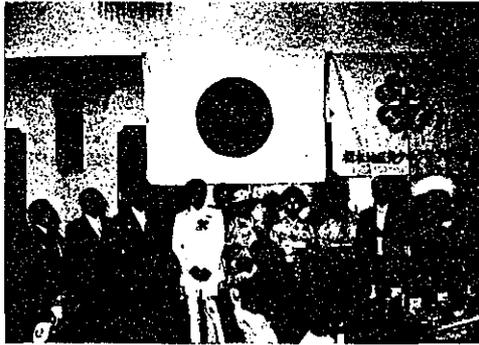
—青年農業者会館から—



農村のカウンセラー それは改良普及員です。

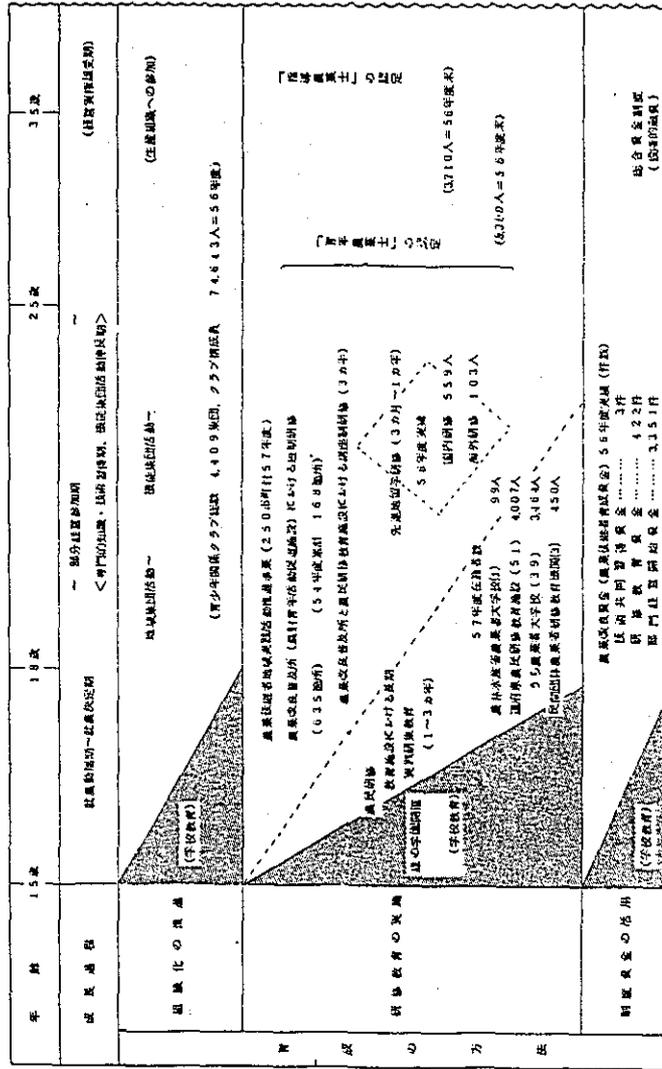
農家の後継ぎ問題、技術習得の選定からお嫁さん問題、時にはおとしよりの生活問題など、幅広い相談がとび込んでくる。その相談相手になったり、橋渡しができる人……

それが改良普及員です



「昨年1年で 22回も結婚式に招待されました
お祝いが1回1万円22万円の出費ですが ウレシイですね」

農村青少年育成体系図



注：農業者生涯教育施設 (農業者地域実践活動推進事業) 56年度実施 (注) 3件

農業改良普及事業ハンドブック

参 考 資 料 集

1. 農村青少年集団について

(社)全国農村青少年教育振興会「昭和53年度
農村青少年およびその集団の実態調査」に
よる。

(1) 農村青少年集団数及び集団員数の推移

年次	集団数	集団員数		
		男	女	計
昭47	5,487	67,186	10,410	77,596
48	5,047	63,220	8,111	71,331
49	4,437	57,744	7,085	64,829
50	4,716	60,056	7,401	67,457
51	4,513	59,348	6,337	65,685
52	4,328	68,985	6,056	75,041
53	4,239	59,810	5,235	65,045
54	4,092	58,185	5,121	63,306
55	4,474	69,389	6,329	75,718
56	4,409	68,672	5,971	74,643

資料：普及活動実績

(2) 農村青少年集団の概要

① 構成員の居住区域

	集落内 小地域	集落	旧市町村	新市町村	普及所 区	普及所 区域以上	不明	計
比率(%)	3.4	14.5	22.0	52.5	7.1	0.4	0.1	100.0

② 集団の地縁・機能的性格

	地域ぐるみ で多目的活 動実施	地域ぐるみ で専門分化 した活動実 施	同一目的者 による構成 で専門的な 学習生産的 な活動実施	左の性格を もつが地域 ぐるみの活 動になるよ う活動実施	その他	不明	計
比率(%)	34.2	8.4	45.0	10.2	1.8	0.4	100.0

③ 集団発足後の年数

	1年未満	1～3年未満	3～5年未満	5～10年未満	10年以上	不明	計
比率(%)	2.8	10.4	12.1	29.8	44.2	0.7	100.0

④ 主な活動内容

	生産に関する話し 合い、学習会、研修 会、研究会、実践活動	生活に関する話し 合い、学習会、研修 会、研究会、実践活動	集団の交 流交換会	見学視察	村の行事 スポーツ レクリエ ーション 等	地域の人 の流 交 渉 活 動	その他	計
比率(%)	33.4	3.5	18.3	21.7	15.5	6.2	1.4	100.0

注：重複回答したものの比率である（1集団あたり2.4）

⑤ 共同研究課題および個別研究課題の取組み

	共同研究課題				計	個別研究課題				計
	1つも っている	2つも っている	3つ以 上も っている	持た ない (含 不明)		構成員 のほと んどが もって いる	構成員 の過半 がも っている	構成員 の少数 がも っている	ほとん ども っていない (含 不明)	
比率(%)	38.1	8.1	3.4	50.4	100.0	41.5	21.4	23.7	13.4	100.0

⑥ 集団の性別構成

	男子のみ	女子のみ	男女混合	不明	合計
比率(%)	64.7	2.1	32.9	0.3	100.0

⑦ 集団の構成員規模

	4人以下	5～9人	10～29人	30～49人	50人以上	計
比率(%)	6.3	23.5	58.0	9.3	2.9	100.0

⑧ 男女別年齢別構成員数

	男					女				
	20才未満	20～24才	25～29才	30才以上	計	20才未満	20～24才	25～29才	30才以上	計
比率(%)	10.0	47.6	32.7	9.7	100.0	2.7	66.5	4.8	0.9	100.0

⑨ 農村青少年集団数及び構成員数

(昭和51年) 農林省普及教育課編

道	支庁	集団数	構成員数(人)				男女計	
			男	女	男女計	男女計		
北海道	釧路	453	25	196	232	566	1,305	6,973
	青森	126	14	27	85	109	98	1,193
	岩手	160	15	71	74	150	266	1,816
	宮城	208	9	55	134	236	440	2,796
	秋田	157	12	100	45	164	271	1,912
東北	山形	124	14	59	51	169	159	1,854
	福島	137	2	47	88	196	230	2,096
	小計	912	66	369	477	1,025	1,464	11,863
	茨城	138	16	67	55	166	256	1,902
	栃木	151	13	40	98	166	347	2,012
関東	群馬	86	21	40	25	167	114	1,785
	埼玉	34	12	58	14	174	245	1,949
	千葉	34	13	46	25	166	290	1,958
	東京	30	3	26	1	52	6	533
	神奈川	60	10	32	16	93	44	978
	山梨	75	13	43	19	148	29	1,509
	長野	127	11	65	31	172	114	1,841
	群馬	68	14	39	15	150	70	1,571
	小計	903	126	476	301	1,453	1,515	1,655
	北	群馬	111	26	48	37	184	295
中部	富山	20	3	17	-	30	46	355
	石川	16	3	11	-	37	7	404
	福井	23	3	21	2	185	15	200
	小計	175	39	97	39	273	363	3,102
東海	岐阜	85	12	47	6	60	43	703
	愛知	70	17	39	14	117	46	1,202
	三重	49	10	37	2	50	17	523
小計	164	39	123	22	225	106	2,431	
近畿	和歌山	36	8	30	-	51	35	348
	奈良	35	2	26	14	37	4	401
	大阪	25	2	19	10	28	2	270
	兵庫	77	23	51	3	95	81	1,039
	京都	36	7	31	-	39	11	902
	和歌山	71	10	28	35	80	39	844
	小計	285	52	171	62	363	172	4,002
中国	鳥取	53	10	38	5	61	11	622
	島根	41	3	38	-	51	31	682
	岡山	84	14	60	10	87	42	913
四国	高松	85	12	85	8	89	27	926
	山口	42	9	23	10	51	43	553
	徳島	62	3	36	18	96	33	1,019
	香川	26	5	21	0	33	14	349
九州	高松	178	27	84	85	188	43	3,251
	福岡	101	8	47	46	109	261	1,357
	小計	670	96	392	182	915	548	9,708
	福岡	32	13	56	13	132	112	1,432
九州	佐賀	92	19	41	32	133	80	1,433
	熊本	101	14	58	29	117	33	1,261
	大分	116	14	78	26	209	210	2,309
	宮崎	63	4	50	9	88	87	1,073
	福岡	310	26	66	218	289	175	2,264
	鹿児島	127	9	87	31	147	92	1,549
	小計	591	99	434	358	1,044	839	11,323
内海	40	7	23	10	42	35	443	
小計	4,513	549	2,281	1,683	5,938	6,337	65,683	

2. 農業後継者育成確保対策の概要

農林水産省農産園芸局普及教育課(昭和58年6月)

区 分	開始年度	目 的	内 容	58年度予算	実 績	
緑の学園	49年度	高等学校在学中で、将来農業に就業しようとする者を対象に、夏季休暇等を利用し、県農業者大学校等において、農業の実務実習の体験、先進農家の見学等を行い、優れた農業後継者の育成確保に資する。	(1) 講習内容等 ① 農業の現状、地域農業振興計画等の講義 ② 農場等における実務実習(県農業者大学校) ③ 先進農家等の見学研修 (2) 期 間：おおむね7日間 (3) 事業実施場所：県農業者大学校等	協同農業普及事業交付金(34,624,189千円)の中に含まれている。	56年度 実施県数 46道府県 参加者数 8,357人 対象校数 408校	
青年農業者等育成対策	講座制研修	50	学習意欲の高い農村青少年を対象として、就業しながら、農業技術・経営等に関する体系的な研修が受けられる講座制の研修を行い、優れた農業後継者の育成確保に資する。	(1) 講座の内容 ① 基礎講座：農業経営、農家生活の近代化に必要な基礎的かつ実務的な知識及び技術 ② 専門講座：高度な専門知識・技術及び経営の管理、組織化等 ③ 総合講座：将来設計の樹立 (2) 期 間 原則として3カ年 (3) 実施場所 普及所、県農業者大学校等	"	56年度 実施県数 42道県 受講者数 24,303人
	青年農業者の育成	51	農村青年の研修教育等に励みと目標を与えるとともに、農業者としての意欲を喚起するため、就業青年を対象として「青年農業者」の認定を行い、併せて、その自主的な組織活動を促進し、資質の向上及び連帯感の高揚をはかる。	(1) 内容 ① 青年農業者の認定等 ② 青年農業者活動促進 ○ 研究会の開催 ○ 先進地調査研究(年1回) (2) 実施場所 県段階、普及所段階	"	56年度 実施県数 37道県 8,300人

区 分	開始年度	目 的	内 容	5 8 年 度 予 算	実 績
指導農業士の活動促進	5 1 年度	現に優れた農業経営を行い、農村青年の育成に指導的役割を果たしている農業者の社会的評価を高め、その育成指導活動を強化するため、これらの農業者を対象として「指導農業士」の認定を行い、併せてその自主的な組織活動を促進する。	(1) 内容 ① 指導農業士の認定等 ② 指導農業士情報交換定例会 (年3回程度) ③ 指導農業士研究会(県、普及所) (2) 実施場所 県段階、普及所段階	協同農業普及事業交付金 (34,624,189千円)の中に含まれている。	5 6 年度 実施県数 4 2 道府県 認定者数累計 3,710人
農民研修教育施設指導職員研修	4 7	農村青年の研修教育に当たっている農民研修教育施設指導職員の指導能力の向上を図るものとする。	(1) 研修の種類及び実施主体 ① 新任者研修 国 ② 教務研修 〃 ③ 専門研修 〃 ○ 部門別集合研修 〃 ○ 経営実務研修 県 ④ 場長研修 国	〃	5 7 年度 受講者数 (派遣研修) 1 9 5 人
農村青少年の活動促進	3 6	農村青少年に対して、近代的農業経営に必要な技術、経営に関し総合的な研修を行うとともに、農村青少年の農業への意欲の向上及び相互の連帯感を培い、幅広い教養を高めるため、青少年の自主的な集団を育成し、その活動を促進する。	(1) 内容 ① 総合技術研修 ② 特別研修 ③ 農村青少年指導者研修 (2) 実施場所 県、普及所、農林水産省農業者大学校	〃	5 6 年度 実施県数 4 7 都道府県
県農業者大学校の設置運営	5 2	農業後継者たる農村青少年に対して、高度の技術能力及び経営管理能力(家庭運営能力)を習得させるとともに、農業者としての幅広い視野と協調性の養成を図るための実践的研修教育を行う。	(1) 内容 高卒者を対象とした全寮制による 2カ年の実践的研修教育 (2) 実施場所 道府県農業者大学校	〃	開校数 5 2 年度 19校 5 3 " 7 " 5 4 " 8 " 5 5 " 3 " 5 6 " 3(1) " 5 7 " 4(4) " 累計 39校 5 6 年度以降は新農業者大学校 ()は新農大へ移行した内数

区 分	開始年度	目 的	内 容	5 8 年 度 予 算	実 績
県農業者大学校設置運営企画推進事業	年度 5 2	農業及び農村をめぐる諸情勢に応じた適切かつ円滑な研修教育の実施に資する。	(1) 事業の内容 ① 農民研修教育施設運営企画会議の開催 ② 農民研修教育施設の広報 (2) 事業実施主体 道府県	補助率 $\frac{1}{2}$ 38,557 (42,841)千円 43県 \times @1,793,340円 \times $\frac{1}{2}$ ○ 大学校企画運営委員会費 ○ 大学校広報資料費 ○ 大学校設置運営企画連絡旅費	56年度 実施県数 42道府県
農業後継者地域実践活動推進事業	5 7	優れた農業後継者の育成・確保を図るため、市町村段階において、学校教育との連携による児童・生徒の農業への理解と関心の高揚及び農業青年の地域農業の推進に資する実践活動の助長等を図るための対策を重点的に実施するとともに、県及び全国段階において、市町村段階の事業の円滑な推進に資するための農業青年の意向や活動実態の調査等を実施する。	(1) 事業の内容 ① 市町村段階 (メニュー事業) ア 学校教育との連携事業 ⑦ 農業手引書の作成・活用 ④ 農業少年クラブの活動促進 ② 就農予定高校生学習活動の推進 イ 農業青年地域実践活動推進事業 ⑦ 調査・実証活動の実施 ① 農業青年地域活動推進会議の開催 ② 農業青年リーダー研修の実施 ② 都道府県段階 ア 農業後継者対策推進協議会の開催 イ 農業後継者に関する調査の実施 ウ 非農家子弟の就農相談の実施 エ 農村青少年クラブ対策 ⑦ 青少年クラブ会議の開催 ④ 青少年クラブ技術交換会の開催 ② 青年農業経営者研究会の開催 (③ 全国段階 ア 全国調査検討委員会の開催 イ 農業青年の集団活動事例調査)	補助率： $\frac{1}{2}$ ・定額 238,301千円 ① 市町村農業後継者活動対策費 250市町村 \times @1,031,938円 \times $\frac{1}{2}$ ② 都道府県農業青年活動対策費 47県 \times @4,651,404円 \times $\frac{1}{2}$ (③ 全国農業青年活動調査費 定額 7,890千円)	57年度 実施県数 47都道府県
		(全国段階の事業については、昭和58年度から補助金は経費局に移管された。)			

3. 農民研修教育施設の設置状況

農林水産省農畜園芸普及教育課(昭和58年6月)

認定年度	名 称	所 在 地	入学定員 (人)	専門課程及び専攻コース 〔() 内が専攻コース名〕	研修対象	研 修 期 間	備 考
54	北海道立農業大学校	中川郡本別町西仙美里25の1 Tel. 01562-4-2121	60	酪農(第1・第2・第3)、畑作(第1・第2・第3)	高卒	2年	
55	青森県営農大学校	上北郡七戸町大字大沢48の8 Tel. 017662-3111~2	70	畑作園芸(畑作+稲作・施設園芸+稲作) 畜産(酪農+稲作・肉牛・養豚+稲作)、 果樹(りんご+稲作・一般果樹+稲作)	高卒	2年	
	岩手県立浄法寺宮農高等学園	二戸郡浄法寺町大字浄法寺明神沢56 Tel. 019538-2311	125		〔中卒 本科等〕	2年(75名) 1年(50名)	本科
56	岩手県立農業短期大学校	胆沢郡金ヶ崎町大字六原字蟹子沢14 Tel. 01974-3-2211	130	畜産(酪農・肉牛・養豚)、農蚕(農業・ 園芸・養蚕・果樹)、生活	高卒	2年	
52	宮城県農業実践大学校	名取市高館川上字東金剛寺1 Tel. 02238-2-0121	70	農産(稲作・畑作)、園芸(野菜・花き・ 花木・果樹)、畜産(酪農・肉牛・養豚・ 養鶏)、生活	〔高卒 中卒〕	2年(70名) 2年(20名)	
53	秋田県立宮農大学校	北秋田郡合川町下杉字上清水沢15の1 Tel. 018678-3244	60	畜産(酪農・肉牛・養豚)、畑作園芸 (畑作野菜・施設園芸)、果樹	高卒	2年	
	秋田県立神岡高等農業学園	仙北郡神岡町神宮寺上高野2 Tel. 018772-2517	40		〔中卒 本科卒〕	2年(100名) 2年(若干名)	本科
58	山形県立農業大学校	新庄市大字角沢字駒馬1366 Tel. 02332-2-1927~9	50	農蚕(稲作+畑作・稲作+養蚕)、 園芸(稲作+野菜・稲作+果樹・稲作+花き)、 畜産(稲作+酪農・稲作+肉用牛・稲作+養豚)	高卒	2年	
54	福島県農業経営大学校	西白河郡矢吹町大字矢吹字一本木446 Tel. 02484-2-4111	100	農産(稲作・畑作)、園芸(野菜・果樹・ 花き)、畜産(酪農・肉畜)	高卒 中卒	2年(70名) 2年(30名)	
	福島県会津農業センター	河沼郡会津坂下町大字見明字南原881 Tel. 02428-3-2114	20		高卒	1年	
52	茨城県立農業大学校	東茨城郡茨城町大字長岡4070の186 Tel. 02929-2-0010	80	経営(酪農・養豚・水田複合・畑作複合)、 園芸(野菜・花き)	高卒 中卒	2年(50名) 2年(30名)	経営科、園芸科
58	群馬県立農林大学校	群馬郡箕郷町西明屋1005 Tel. 027371-3244	120	畜産(酪農・養豚)、園芸(施設野菜・露 地野菜・花き)、経営学科(複合・地産 農)、養蚕、林業	高卒	2年	
52	埼玉県農業経営大学校	入間郡鶴ヶ島町太田ヶ谷64 Tel. 0492-85-4111~2	60	園芸(野菜第1・野菜第2・植木造園・温 室花き)、畜産(酪農・養豚)	高卒	2年	
	千葉県農業大学校(実科)	千葉市大金沢町473の2 Tel. 0472-91-1157	40		高卒	1年	
52	神奈川県立農業大学校	海老名市杉久保2006 Tel. 0462-38-5274	100	本科(野菜・切花・鉢物・植木・落葉果樹 ・酪農・養鶏・養豚)	〔高卒 短大・大卒 中卒〕	2年(80名) 1年(20名) 2年(若干名)	高卒80名中専修科 20名は助成対象外
53	山梨県農業大学校	北巨摩郡双葉町下今井1100 Tel. 055128-3162	70	果樹、野菜・花き、畜産、農蚕	高卒	2年	養学部
52	長野県農業大学校	小諸市山浦4857の1 Tel. 02672-2-0214	40	園芸(露地野菜・果樹・施設野菜・花き)、 畜産(大家畜・中家畜)、作物	高卒	2年(40名)	営農学部

(注) 1. 「認定年度」は県農業者大学校として認定された年度である。
2. 「専門課程及び専攻コース」は、県農業者大学校のみについて記入した。

認定年度	名 称	所 在 地	入学定員 (人)	専門課程及び専攻コース 〔 () 内が専攻コース名〕	研修対象	研 修 期 間	備 考
5 5	静岡県立農林短期大学校	磐田郡豊田町富丘字下原 678-1 Tel. 05383-6-0211	135	園芸(野菜・花き・花木)、茶業、果樹、畜産(酪農・肉牛・養鶏・養豚)	高 卒	2年	後継者養成学科
	静岡県立高等農業学園	富士宮市原 523 Tel. 05442-2-0500~1	45		中 卒	2年	
5 4	新潟県農業大学校	西蒲原郡巻町大字巻字道冨甲 11980-15 Tel. 02567-2-3141~3	60	農産、園芸(露地園芸・施設園芸)、畜産(酪農・肉用牛・養豚)	高 卒	2年	
5 7	岐阜県農業大学校	可児市坂戸 Tel. 05746-2-1226	40	園芸(野菜・花き・果樹)、畜産(酪農・肉用牛・養豚)	高 卒	2年	
5 2	愛知県追進農業大学校	岡崎市美合町字並松 1-2 Tel. 0564-51-1601	140	作物・花き・緑花木・七菜・果樹・酪農・養豚・養鶏	{高 卒 中 卒	2年(100名) 2年(40名)	
5 3	三重県農業経営大学校	一志郡嬉野町川北 Tel. 05984-2-1258	50	本科(野菜・花き花木・果樹・畜産・茶業)	高 卒	2年	
5 2	滋賀県立宮農大学校	蒲生郡安土町大中 503 Tel. 074846-2551~2	50	農産(作物・茶・養蚕)、園芸(花き・果樹・野菜)、畜産(乳牛・肉用牛・養豚・養鶏)	高 卒	2年	
5 6	京都府立農業大学校	綾部市位田町檜前 30 Tel. 0773-47-0306	40	農産(作物・蚕業)、園芸、畜産・林業	高 卒	2年	
	大阪府農林技術センター	羽曳野市尺度 442 Tel. 0729-56-2281	10		高 卒	1年	
5 8	兵庫県立農業大学校	神戸市垂水区神出町小京野雅ノ下 30-17 Tel. 078-965-0029	40	園芸、畜産	高 卒	2年	
5 8	奈良県農業大学校	桜井市池之内 130-1 Tel. 07444-3-1551~2	40	園芸(野菜・花き・果樹)、農産(茶業)、畜産	高 卒	2年	
5 8	和歌山県農業大学校	伊都郡かつらぎ町中飯降 422 Tel. 07362-2-2203	30	園芸(果樹・野菜・花き)、畜産	高 卒	2年	
5 2	鳥取県立農業経営大学校	東伯郡関金町大鳥居 1238 Tel. 085845-2411	50	野菜、果樹、畜産	高 卒	2年	
5 7	島根県立農業大学校	大田市波根町 970-1 Tel. 08548-5-7011	60	園芸(野菜・花き・果樹)、畜産(肉用牛)	{高 卒 短大・大卒	2年(50名) 1年(10名)	
5 2	岡山県立農業大学校	赤磐郡赤坂町東窪田 177 Tel. 086957-2111~2	50	農産園芸(果樹農産・野菜農産・花き農産・開拓農業)、農産畜産(畜産農産・開拓農業)	高 卒	2年	
5 4	広島県農業者大学校	庄原市三日市町 4-1 Tel. 08247-2-0094	50	園芸(野菜・花き)、果樹、畜産(肉用牛・酪農)	{高 卒 短大・大卒	2年(40名) 1年(10名)	
5 2	山口県農業大学校	防府市牟礼 318 Tel. 0835-38-0510	45	園芸(野菜経営・花き経営・果樹経営)、畜産(酪農経営・肉用牛経営)	{高 卒 短大・大卒	2年(40名) 1年(5名)	
5 6	徳島県農業大学校	名西郡石井町石井 2202-1 Tel. 08867-4-1026	60	園芸、畜産	高 卒	2年	
5 2	香川県立農業大学校	仲多度郡翠平町榎井 34-3 Tel. 08777-5-1141	70	経営(野菜・花き・果樹・造園緑化・特作・畜産・生活)	高 卒	2年	経営課程

認定年度	名 称	所 在 地	入学定員 (人)	専門課程及び専攻コース 〔 () 内が専攻コース名〕	研修対象	研 修 期 間	備 考
58	愛媛県立農業大学校	松山市下伊台町1553 Tel. 0899-77-3261	80	農産経営、野菜花き経営、果樹経営、畜産経営	高卒	2年	
58	高知県立実践農業大学校	香川郡伊野町波川234 Tel. 08889-2-3000	65	園芸(野菜・花き・果樹)、農畜産(作物・畜産)	高卒	2年	
	高知県立婦全農場	高岡郡窪川町黒石665 Tel. 08802-4-0007	95		中卒 本科卒等	2年(65名) 1年(30名)	本科
55	福岡県農業大学校	筑紫野市大字吉木字笹栗767 Tel. 09292-5-2403	70	果樹、野菜、花き、作物、畜産	高卒	2年	農業自営科
	佐賀県農業大学校	佐賀郡川副町南里 Tel. 09524-5-2141~5	40		高卒	1年	
58	長崎県立農業経営大学校	諫早市小船越町3171 Tel. 09574-7-0230	80	野菜花き(野菜・花き)、果樹、畜産、生活	高卒	2年	
	長崎県立農業経営大学校 附属千綿女子高等農学園	東彼杵郡東彼杵町千綿郷1364 Tel. 09574-7-0230	25		中卒	2年	
58	熊本県立農業大学校	菊池郡合志町栄3805 Tel. 09624-8-1188	100	農学(農産い菜・茶葉・漬菜)、畜産(酪農・肉用牛・中小家畜)、園芸(園芸・果樹)	高卒	2年	
	熊本県立農業大学校 附属畜産高等研修所	下益城郡城南海町舞原500 Tel. 096428-2257	100		高卒 中卒	1年(50名) 2年(50名)	
	熊本県立農業大学校 附属畜産高等研修所	阿蘇郡阿蘇町大字西湯浦字端辺1454 Tel. 09673-2-1231	50		高卒	1年	
57	大分県農業実践大学校	大野郡三重町大字赤嶺2328-1 Tel. 09742-2-0670	80	畜産(作物・養蚕)、園芸(野菜・花き・高果樹・柑橘)、畜産(肉用牛・乳用牛・養豚)	高卒	2年	
52	宮崎県農業大学校	児湯郡高鍋町大字持田5732 Tel. 09832-2-0120	80	やさい花き(やさい・花き)、果樹茶業(果樹・茶葉)、酪農、肉畜	高卒 中卒	2年(80名) 1年(若干名)	経営学部
57	鹿児島県立農業大学校	始良郡牧園町高千穂3598-4 Tel. 09957-8-2814~5	135	畜産第1(肉用牛)、畜産第2(酪農・養豚)、園芸(野菜園芸・花き園芸) 茶葉、果樹	高卒	2年	
54	沖縄県立農業大学校	名護市名護4124-2 Tel. 098052-0050	40	園芸(野菜・花き)、畜産(肉用牛)	高卒	2年	
計	51校 (うち 認定校 39校)	注. 認定年度は県農業者大学校として 認定された年度である。					

4. 農林水産省農業者大学校の概要

農林水産省農委園芸局普及教育課(昭和58年6月)

所在地	設立年度	教育のねらい	教育の特色	応募資格	定員等
<p>〒206 東京都多摩市連光寺2207 (0423-75-8511) 校長 小山 巖夫</p>	<p>昭和43年</p>	<p>将来の農業を担って立つ農業者像を展望し、 広い視野から農業を考え判断し、かつ行動で きる農業者を育成する。</p>	<p>① 問題解決能力、応用能力を付与する とともに自ら学習する心を養う。 ② 3カ年の教育期間を通じて、集合教育、 派遣実習、在宅学習等の教育課程を有機的かつ 効率的に組み合わせ、教育成果の増大を図る。 ③ 少数徹底教育により学生一人一人の個性を 開発し適性を活かすため専任の教育指導官を置く とともに、斯界一流の教育、研究並びに指導機 関の専門家及び学識経験者を委嘱し講義、演習 などを行う。 ④ 集合教育期間中は、全寮制とし、寮生活を 通じて自己の確立と集団の意義を学び地域社会 における中核者としての人間形成を図る。</p>	<p>次のすべての条件を満たしていること ① 高等学校卒業見込みの者若しくは高等学校 卒業又はこれと同等以上の学力があると認めら れる者 ② 農業者大学校卒業後自営の見込みが確実な者 ③ 入学時点で、1年以上の営農実務経験を有する者 ④ 入学時点で30歳未満の者 ⑤ 都道府県知事の推薦を受けた者</p>	<p>定員 各年度とも 50人 教育期間 3カ年</p>

5. 農村青少年研修教育団体及び事業概要

農林水産省農畜園芸普及教育課(昭和58年6月)

名称(設立年月日)及び代表者	運営施設	事業の概要	施設概要	役員数	研修対象・期間	入学(受講)定員	58年度予算(57年度予算)
財団法人 農民教育協会 (昭和23年5月24日) 理事長 池田 斉 常務理事 加用 信文 常務理事 吉川 直行 〒114 東京都北区西ヶ原1-26-3 農業技術会館内 (03-910-7027)	鯉淵学園 学園長 吉川 直行 〒319-03 茨城県東茨城郡内原町 鯉淵 (029259-2811)	鯉淵学園における農村の指導的人材の養成、試験研究及び調査研究	〔鯉淵学園〕 総面積 5.2 ha 園芸、酪農等教育実習施設、寄宿舍、教室等	41人	高卒 3年	120人	199,600(132,910)千円 鯉淵学園 187,625(132,910) 人件費(37人) 76,479(78,552) 事業費 12,998(13,682) 施設整備費 98,148(28,438)
財団法人 農村更生協会 (昭和16年4月1日) 会長 那須 皓 常務理事 井上 勝英 〒105 東京都港区西新橋 1-5-12 佐野ビル内 (03-591-1760)	八ヶ岳中央農業実践 大学校 校長 渡部 一真 〒391-01 長野県諏訪郡原村 (02667-4-2111)	農業研修所における中央・地方農業団体の指導的・中堅的幹部の研修	〔農業研修所〕 教室、図書室等	3	農協機関幹部職員 職員 年2回3ヵ月	24	農業研修所 11,975(12,238) 人件費(2人) 6,986(6,986) 事業費 4,989(5,252)
財団法人 農村更生協会 (昭和16年4月1日) 会長 那須 皓 常務理事 井上 勝英 〒105 東京都港区西新橋 1-5-12 佐野ビル内 (03-591-1760)	八ヶ岳中央農業実践 大学校 校長 渡部 一真 〒391-01 長野県諏訪郡原村 (02667-4-2111)	八ヶ岳中央農業実践大学校における農業者の育成、農業者教育施設の職員の養成、研修、農業経営技術講習等	総面積13.4 ha 酪農、養鶏、養豚、肉牛等教育実習施設、寄宿舍、教室等	20	中卒、高卒及び大卒 1~2年	中卒(高等科) (2年) 10 高等科卒 (1年)若干名 高卒(2年) 30 大卒(1年) 10	人件費(20人) 32,419(32,420) 事業費 3,731(3,927) 施設整備費 28,988(116,173) 計 65,138(152,520)

名称(設立年月日)及び代表者	運営施設	事業の概要	施設概要	職員数	研修対象・期間	入学(受講)定員	58年度予算(57年度予算)
社団法人 日本国民高等学校協会 (大正14年12月22日) 理事長 那須 皓 常務理事 飯島 運次郎 常務理事 成田 啓香 〒319-03 茨城県東茨城郡内原町 内原1496 (029259-2002)	日本農業実践大学校 校長 加藤 弥進彦 茨城県東茨城郡内原町 内原1496 (029259-2002)	日本農業実践大学校における 農業者及び農村女子の養成、 研修等	総面積 55 ha 酪農、施設園芸、 養鶏等教育実習施設、 寄宿舎、教室等	人 35	中卒、高卒及び大卒 1～3年	中卒(3年) 50人 高卒(1年) 30 高卒(2年) 40 大卒(1年) 若干名	人件費(29人) 47,008(47,004)千円 事業費 3,381(3,559) 施設整備費 58,798(43,964) 計 109,187(94,527)
社団法人 国際農友会 (昭和27年3月5日) 会長 斎藤 誠 常務理事 二見 義雄 〒100 東京都千代田区有楽町 1-13-2 農林中央金庫ビル内 (03-212-0461)		日本農業近代化の中核的 推進となりうる農業者を 育成するための農業実習 生海外派遣及び受入事業 並びに帰国後の活動に対 する指導援助等		8 うち 海外 3	派遣実習 1年 受入実習 6カ月	派遣 203人 アメリカ(本土) 143 アメリカ(ハワイ州) 9 カナダ 5 欧州 (ドイツ) 37 (スイス) (デンマーク) (オランダ) ニュージーランド 9 受入 10人	事業費 47,285(48,316)
社団法人 全国農村青少年教育振興会 (昭和38年1月14日) 会長 斎藤 誠 常務理事 矢野 晴男 常務理事 田中 善雄 〒105 東京都港区西新橋 1-5-12 佐野ビル内 (03-591-1760) 3683	八ヶ岳研修館 〒391-01 長野県諏訪郡原村 (02667-4-2111)	農村青少年の組織育成、 先進地留学研修、青年農 業士・指導農業士研究会、 全国農村教育青年会議等、 国際交流(派遣、受入)、 八ヶ岳研修館の運営、 農村青少年育成研究調査 事業等	八ヶ岳研修館 150人収容 (宿泊及び研修 施設)	7	1. 先進地留学研 修 2. 全国農村教育 青年会議 3. 全国農村青少 年技術交換大会 4. 全国農業青年 研修生交流大会 5. 農村青少年国 際交流 6. クラブ育成プ ロック研修会 7. 地域・全国指 導農業士研究会	6カ月 475人 3カ月 950人 2泊3日 500人 2泊3日 570人 2泊3日 500人 派遣(6カ月) 30人 受入(6カ月) 30人 7ブロック 地域(7ブロック) 全国 447人 68人	事業費 73,098(75,844)

6. 農業改良普及所及び普及職員設置状況

(57.3.31現在)

区分 都道府県名	農業改良 普及所数	農業改良普及職員		生活改善普及職員		そのうち農業関係 に所属している職員		計
		専任 技術員	農業改良 普及員	専任 技術員	生活改良 普及員	農業関係	生活関係	
北海道	60	42	806	5	178	5	1	6
東 北	青岩宮	14	15	202	2	42	3	3
	三枝田	17	15	272	5	64	5	5
	秋山	14	10	212	3	49	5	4
	山形	12	8	216	3	51	5	5
	福小計	10	12	202	4	35	5	5
関 東	茨城	21	6	255	3	49	5	5
	栃木	88	66	1,359	20	290	23	4
	群馬	26	16	311	3	53	5	5
	埼玉	14	16	163	4	50	5	5
	千葉	11	17	197	4	42	5	5
	茨城	15	13	213	3	34	5	5
	茨城	11	16	267	4	60	5	5
	茨城	4	7	54	1	7	5	5
	茨城	7	12	113	3	20	5	5
	茨城	8	3	109	2	17	5	5
東 北	15	17	243	4	44	4	1	5
東 北	5	18	193	3	30	3	3	3
東 北	116	140	1,873	31	357	32	1	33
北 海 道	新富	24	16	329	3	62	4	4
	石川	11	10	182	4	36	5	5
	井川	9	10	142	2	23	5	5
	小計	7	3	144	4	28	5	5
東 海	51	44	797	13	149	4	4	4
東 海	岐阜	12	12	200	3	34	2	3
	三重	14	23	252	7	62	5	6
	和歌山	10	17	170	3	29	3	3
	小計	36	57	622	13	125	10	2
近 畿	滋賀	3	7	115	2	23	4	4
	京都	11	10	121	3	23	3	3
	大阪	7	6	68	2	17	2	2
	奈良	23	12	246	4	47	2	2
	和歌山	6	6	110	1	12	4	4
	小計	7	3	140	4	41	3	3
中 國	62	44	800	16	168	15	16	16
中 國	群馬	3	10	132	4	25	5	5
	茨城	12	10	179	3	33	11	11
	栃木	9	17	232	3	41	5	5
	群馬	13	18	243	3	41	3	3
	茨城	13	12	195	4	43	5	5
	群馬	9	8	123	3	27	1	1
	茨城	8	10	127	4	23	5	5
	小計	13	23	244	4	39	4	1
四 国	12	7	153	5	51	4	4	4
四 国	94	113	1,641	33	333	33	1	34
九 州	福岡	19	12	278	3	49	3	3
	佐賀	11	10	102	4	22	4	4
	熊本	14	9	188	3	39	4	4
	鹿儿岛	11	15	243	4	48	4	4
	鹿児島	12	9	132	4	39	5	5
	宮崎	13	16	178	4	39	5	5
	鹿児島	23	18	322	5	67	5	5
	小計	105	89	1,493	26	302	27	12
神 戸	5	7	94	3	50	3	3	3
総 計	617	604	9,485	160	1,952	158	11	169

注) 1. 大阪府の生活改良普及員のうち1名は農業改良普及所長である。
2. 昭和56年度協同農業普及事業年次報告書(農林水産省)による。

写

57余農普協第166号
昭和57年10月21日

都道府県農業改良普及所長 殿



青年海外協力隊に係わる協力依頼について

拝啓 時下益々ご多忙の趣お喜び申し上げます。

さて、今般国際協力事業団より別添の通り協力要請を受けました。

同事業団青年海外協力隊事務局としては、各農業改良普及所の普及活動の中で、在村農業青年への協力隊事業周知を図ることに因し、当協会及び関係機関の協力を強く要請しております。また、改良普及員が協力隊参加を希望する場合には、各地方公共団体の理解を求めていくにあたり、当協会の側面的支援を得ることを、要請致しております。

つきましては、本件への協力は、誠に時宜を得たものと思われ、ますので、ご多忙のところとは存じますが、上記主旨についてご理解の上、よろしくご協力下さいますようお願い申し上げます。

なお、年2回実施される協力隊員募集期には、貴普及所あてに関係資料を送送するよう手配いたしますので、関係方面への周知及び資料の有効な活用等につきまして、特段のご配慮をお願い致します。

敬具

拝啓

時下益々ご多忙のこととお喜び申し上げます。

さて、今般、編記の件につきまして、別添の通り都道府県農業改良普及所長宛57余農普協第166号(昭和57年10月21日付)を預借致しました。

ご高承のとおり、青年海外協力隊事務局では、各都道府県のご支援を得て、都道府県協力隊担当課を窓口とし、広報・募集活動を積極的に展開しておりますが、各農業改良普及所の普及活動を通じ、在村農業青年への協力隊事業の周知を図ることについて当協会及び関係機関の協力を要請してまいりました。また、改良普及員が協力隊参加を希望する場合には、事務局が各地方公共団体の理解を求め、るに際して、側面的な支援を要請致しております。

つきましては、川務ご多難の折柄、誠に恐縮に存じますが、別添文書の趣旨をご賢察の上、特段のご配慮とお力添えをいただきますようお願い申し上げます。

敬具

写

57余農普協第169号
昭和57年10月26日

都道府県農業改良主務課長 殿



青年海外協力隊に係わる協力依頼について

拝啓

時下益々ご多忙のこととお喜び申し上げます。

さて、今般、編記の件につきまして、別添の通り都道府県農業改良普及所長宛57余農普協第166号(昭和57年10月21日付)を預借致しました。

ご高承のとおり、青年海外協力隊事務局では、各都道府県のご支援を得て、都道府県協力隊担当課を窓口とし、広報・募集活動を積極的に展開しておりますが、各農業改良普及所の普及活動を通じ、在村農業青年への協力隊事業の周知を図ることについて当協会及び関係機関の協力を要請してまいりました。また、改良普及員が協力隊参加を希望する場合には、事務局が各地方公共団体の理解を求め、るに際して、側面的な支援を要請致しております。

つきましては、川務ご多難の折柄、誠に恐縮に存じますが、別添文書の趣旨をご賢察の上、特段のご配慮とお力添えをいただきますようお願い申し上げます。

敬具

国協(青) 第10-12号
昭和57年10月14日

(社)全国農業改良普及協会
会長 田 朋 隆

国際協力事業団
総裁 有 田 圭 輔

青年海外協力隊に関わる
協力ご依頼について

拝啓

時下益々ご清祥の御郡と拝賀申し上げます。

平素より、青年海外協力隊事業をはじめ当事業団の実施する諸施策に関しまして深いご理解並びにご協力を賜わり衷心より御礼申し上げます。

さて、ご高承のとおり、激動する最近の国際経済社会のなかでわが国の果すべき国際的役割と使命は、とりわけ開発途上国への経済・技術協力の分野で飛躍的に重要性を帯びてまいりました。

なかでも、昭和40年以來、アジア、アフリカ、中近東、中南米、南太平洋の各地域へ4,000名を超える日本青年

を派遣してきた青年海外協力隊の活動は、途上国の民衆の生活に溶け込み、その生活基盤に立脚した技術向上に貢献している点で、海外からきわめて高い評価を得、又わが国の国際化と海外活動にとつても極めて有用な人材を育成している点から、国内各界からも年を追って高い評価を受けてきております。

しかしながら、協力隊員の派遣には幾多の問題点があり、とくに途上国側が大きな期待をもつ農林漁業部門においては、わが国の産果・社会構造の著しい変化に伴って隊員の応募は必ずしも順調とは言い難く、途上国側の希望数の中分も充足できない状況でありますので、この部門における協力隊活動の量・質両面における改善策が現在緊急の重要課題となっております。

この問題に対処するに当り、協力隊事務局では、在村農業青年の皆さんに、より一層協力隊事業を理解して頂くことが何よりも必要であるとの立場に立つて、實協会をはじめ各県農業改良普及関係機関のご理解とご支援を強く希冀している次第です。とくに、協力隊がわが国における国際化時代に相応しい農業後継者の育成にも貢献し得るといふ観点から、この事業の周知のため、農業改良普及所を通じて関係資料の配布、各種研修会における説明会等に

国際協力事業団

国際協力事業団

す。なお、従来からの問題ではありますが、改良普及員の協力隊参加をより容易にするため、現職参加体制が確立されますよう、より一層の貴協会の側面的ご支援を戴きたく、お願い申し上げます。

敬具

【 参 考 研 究 項 】

協力隊事務局で行う広報・募集活動に四週し、下記の諸施策が実施されておりますので、ご参考までに付記致します。

イ. 協力隊事業の広報・募集活動に関して積極的支援を実施するため、各都道府県に窓口課を設置。

ロ. 協力隊員の現地体験の地域社会への還元を計るため、都道府県単位に「青年海外協力隊OB会」を組織。

ハ. 県、OB会の協力の下、年2回の募集期〔(特)4月15日～5月31日 (秋)10月15日～11月30日〕に、募集説明会、協力隊員報告会等の諸行事を開催。

ニ. 各地方公共団体からは、休職条例あるいは職務専念義務の免除等により、県職員が協力隊参加について特段の便宜を得ているが、農業改良普及員の現職参加の奨励は3名である。

以上

別添資料

- (1) 都道府県における協力隊事業の位置づけ
- (2) 現職参加の現状
- (3) 昭和57年度都道府県主管部課
- (4) 地方公務員休職(職専免)状況(表)

写

国務省
農林部

国協(青)第10166号
昭和57年10月22日

都道府県協力隊業務
主管部長殿



都道府県農業改良普及所への協力依頼について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素より、本協力隊事業に対し、懇篤なるご協力並びにご指導を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、今般、債記の件につきまして、別添の通り昭和57年10月14日付国協(青)第10-12号をもつて(社)全国農業改良普及協会 田所 朋会長に対し、協力を要請いたしておりますところ、同会長より別添57年10月21日付57全農普協第166号が616ヶ所の都道府県農業改良普及所長宛に発送されました。

従来、協力隊といたしましては農業部門での送付書類からの期待が大きいにもかかわらず充分応じられない状況から関係機関に協力を要請してまいりました。

先般、協力隊事業が、わが国における国際化時代に相応しい農業後継者の育成にも貢献し得るといふ観点から、農林水産省との協議

を得て、全国農業改良普及協会の積極的なご支援により、全国改良普及職員協議会及会議において協力を要請いたしました。とりわけ、各農業改良普及所の普及活動を通じ在村農業青年への協力隊事業の周知を図ることについての協力及び、改良普及員が協力隊参加を希望する場合には、協力隊事務局が各地方公共団体の理解を求めらるるに際し、側面的支援を得ることの2点を要請致しました。

また、同協会より都道府県農業改良主務課長に対し、上記貴間と同主旨の文書が近日中に発送されるものと仄聞しております。つきましては、ご繁忙のところ、誠に恐縮には存じますが、上記の事情をご賢察下され、特段のご高配を賜わりますようお願い申し上げます。

なお、年2回実施される協力隊員募集期には、各農業改良普及所あてに、別途関係資料を送送するよう手配いたしますので、今後は貴県における協力隊の啓発募集活動の一環に加えていただければ幸いです。すでにご算入の県におかれましては、重複を避けるよう措置いたしますので、当事務局へご一報下さいますようお願い致します。

以上

写

青 第 1 0 2 1 6 号
昭和 5 7 年 1 0 月 2 6 日

各 国 内 支 部 長 殿



青年海外協力隊事務局

都道府県農業改良普及所への協力依頼について

— 5 6 —

標題に因し、(社)全国農業改良普及協会長に対し、農桑関係隊員確保の促進を図るため昭和 5 7 年 1 0 月 1 4 日付函協(青)第 1 0 - 1 - 2 号をもって協力を要請していたところ、同会長より全国 6 1 6 ヶ所の農業改良普及所長宛書簡 5 7 年 1 0 月 2 1 日付 5 7 全農普協第 1 6 6 号が送附された。

また、同協会長より都道府県農業改良主務課長宛に、同主旨の文書が近日中に発着される見込みである。併せて当事務局としては、都道府県協力隊主管部長に対し、上記の事情を説明し、理解と協力を要請する文書を発出する予定である。

ついでには、上記事情を踏まえて、貴支那管轄県において協力隊主管課、農業改良主務課並びに関係各機関と連絡をとりつつ募集活動を推進されたい。

以上

